

港南区防災ライセンスリーダー連絡会 会則

(名称)

第1条 連絡会は、「港南区防災ライセンスリーダー連絡会」(以下「連絡会」という。)と称する。

(会員)

第2条 連絡会は、横浜市総務局が実施する「横浜防災ライセンス事業」において、資機材取扱指導員又は資機材取扱リーダー講習会を修了した港南区在住者のうち、次条に定める当会の目的に賛同するもの(以下、会員という。)をもって構成する。

2 会員は、当会の目的を達成するための自身の個人情報の共有について了承するものとする。

(平成29年一部改正)

(目的)

第3条 連絡会は、会員相互の連携・協力により、会員の資機材取扱技術の維持及び向上を図るとともに、地域防災拠点・自治会町内会をはじめとする様々な防災・減災活動に協力することにより、地域防災力の向上に寄与することを目的とする。

(平成29年一部改正)

(活動)

第4条 連絡会は、前条に定める目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) 会員相互の知識と技術の向上

(2) 地域防災拠点・自治会町内会をはじめとする地域との連携、防災・減災活動への協力及び支援

(3) 防災に関する知識、技術の向上を図るための研修会等の開催

(4) ライセンスリーダー増員のための啓発活動

(5) その他、連絡会の目的達成のために必要な活動

(退会)

第5条 会員は退会しようとするときは、会長に申し出ることとする。

2 会長への申出が無い場合でも、会員が次のいずれかの号に該当する場合は、退会することとする。

(1) 港南区内に居住しなくなったとき

(2) その他会長が必要と認める場合

(平成27年追加)

(役員及び顧問)

第6条 連絡会に次の役員及び顧問を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 幹事 若干名

(4) 顧問 3名

2 会長は、会員の互選によって定める。副会長及び幹事は、会長が指名する。

3 役員任期は2年とする。ただし、任期終了後も後任者が決定するまで引き続き在任するもの

とし、再任を妨げない。

- 4 任期途中で役員が欠けたときは、会長が指名した会員がその職務を務める。
- 5 前項の規定により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 顧問は次の団体から選出する。
 - (1) 港南区連合町内会長連絡協議会
 - (2) 港南区地域防災拠点運営委員会連絡協議会
 - (3) 横浜市港南消防団(平成 29 年一部改正)

(役員の仕事)

第 7 条 会長は連絡会を統括し、会議の議長となる。

- 2 副会長は会長を補佐し、活動計画の企画立案及び実施報告書の作成を行なう。
 - 3 幹事は副会長を補佐し、活動計画の企画立案の作成を補助し実施に当たる。
- (令和 3 年一部改正)

(班長)

第 8 条 班長は会員の居住する地域防災拠点の防災減災活動に協力支援のために拠点会員の窓口業務を行う。

(令和 3 年追加改正)

(会議)

第 9 条 連絡会の会議は、総会、役員会、その他必要な会議とする。

- 2 総会は、会員をもって組織し、毎年度開催するものとする。ただし、必要な場合は、役員会の議決を経て臨時総会を開催することができる。
 - 3 役員会、その他必要な会議は、随時開催することができる。
- (平成 27 年一部改正)

(総会)

第 10 条 連絡会の運営方針等の重要事項は、総会において決定する。

- 2 総会及び臨時総会は、会長がこれを招集する。
- 3 総会及び臨時総会の議事は、出席会員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するものとする。

(役員会)

第 11 条 前条に該当しない事項は、役員会において決定する。

- 2 役員会は、会長が招集する。
 - 3 役員会の議事は出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長が決するものとする。
- (平成 27 年一部改正)

(個人情報)

第 12 条 第 2 条第 2 項に定める個人情報とは、会員の氏名、住所、電話番号、Eメールアドレスとし、連絡会の目的の達成にのみ使用するものとする。

(平成 29 年改正)

(名簿)

第13条 連絡会は、前条に定める個人情報と、会員が所属する自治会町内会、地域防災拠点の名称等を集約した名簿（以下「会員名簿」という。）を作成する。

2 会員名簿は、必要に応じて加工し、各種名簿を作成することができる。

(平成29年改正)

(事務局)

第14条 連絡会の活動を支援するため、港南区総務課に港南区防災ライセンスリーダー連絡会事務局を置く。

(事業年度)

第15条 連絡会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、設立初年度については、設立の日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第16条 この会則に定めのない事項は、役員会において別途定める。

(平成27年一部改正)

(附則)

この会則は、平成26年1月31日から施行する。

この会則は、平成27年6月24日から施行する。

この会則は、平成29年6月07日から施行する。

この会則は、令和03年6月30日から施行する。